

令和7年度第2回労政審議会議事録

日 時 令和8年2月10日（火）10時00分から11時00分まで

場 所 高砂市役所 本庁舎3階301会議室

出席者 委 員 大野 陽子（会長）
北岡 大（副会長）
浜谷 和英
藤本 静代
逸見 信也
寺岡 卓哉

（敬称省略順不同）

事務局 生活環境部長 谷井 寛
生活環境部環境経済室長 松本 匡茂
生活環境部環境経済室産業振興課長 松本 剛
産業振興課商工労働係長 高野 良太
産業振興課商工労働係 古山 健男
産業振興課商工労働係 梶原 和馬

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
1 開会	
事務局	○開会あいさつ
会長	○あいさつ
報告事項	
事務局	本日の審議会は委員総数9名に対し出席者6名で、過半数を満たしていることから高砂市労政審議会運営規則第三条第二項の規定により、本日の審議会は成立することを報告する。
2 議 案	
(1) 令和8年度からの勤労者福祉事業について	
会長	次第（1）令和8年度からの勤労者福祉事業について、事務局に報告及び説明を求める。
事務局	<p>補助事業の概要及び、前回の労政審議会において、委員の皆様にご意見を頂いた内容をもとに修正した内容を中心に説明を行う。</p> <p>まず、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金について、こちらは市内事業者の福利厚生の充実を図ることを目的として、近隣2市2町の事業所に所属する勤労者を対象に福利厚生サービスを提供している、あいわーくかこがわへの加入促進を図るため、入会金及び会費の半額を1年間補助するものである。</p> <p>すでに市内で11社の加入事業者があるが、当補助金は加入促進のための補助という趣旨に鑑みて、新規加入の事業者のみを対象とする考えである。</p> <p>前回審議会の際にご意見頂いた内容を踏まえて修正した内容・項目について説明を行う。</p> <p>まず、入会金及び会費を従業員に負担させることを防ぐために、要綱第3条第1項第4号に、入会金及び会費を従業員が負担することなく事業者が費用を全額負担する条件を</p>

明記した。

次に、あいわーくかこがわの加入事業所約 240 社のうち、9 割以上の事業所が従業員数 50 名以下の規模であったため、補助対象従業員数を前回の 40 名から 50 名へと拡大することとした。

続いて、高砂市働きやすい就業規則整備補助金について、こちらは働きやすい職場環境づくりのため、就業規則の作成または改定を行う際、社労士等に依頼した経費の半額を上限 10 万円として補助するものである。

前回審議会を踏まえ、働きやすい職場環境作りに資する就業規則を具体的に示すために、要綱第 4 条に各種ハラスメントや労働時間、育児介護看護等休暇、雇用体系の変更制度などの内容を明記し、これに類するような職場環境改善が図られる就業規則を作成・変更する場合は補助の対象とすることとした。また、申請時に事業者が就業規則をどのように作成・変更するのかを具体的に記載する様式を作成する予定としている。

続いて、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金について、こちらは国が掲げる女性従業員の活躍推進、また、仕事・子育ての両立への取り組みを積極的に行う企業への認定制度である、えるぼし認定・くるみん認定や、兵庫県が行う女性活躍推進企業を認定するミモザ企業認定のいずれかの認定を受けた市内中小事業者に対して一律で 10 万円の奨励金を交付するものである。

前回審議会を踏まえ、各種認定にはそれぞれ入門的な認定からより発展的な取り組みを認定するものまで幅があるため、要綱第 2 条に各種認定のうち、奨励金の対象となる認定の定義について以下のように線引きを整理した。

(1) ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定（フレッシュミモザ企業認定を除く。）

(2) 厚生労働省が行うくるみん認定又はプラチナくるみん認定（トライくるみん認定を除く。）

(3) 厚生労働省が行うえるぼし認定（認定段階は第 1 段階以上。）

最後に高砂市リカレント教育支援事業補助金について、こちらは結婚や出産・育児・介護等のために離職された方や、非正規での雇用により働いておられる方のうち、今後就労または起業のために必要な資格または免許を取得するものに対し、その資格等の取得に要した費用の一部を補助するものである。対象は厚生労働大臣指定の教育訓練を終了して取得することができる資格または、これに類するものとして市長が認める資格の受講料や受験料などとなり、経費の半分のうち 10 万円を上限として補助する。

前回の審議会を踏まえ、要綱第 10 条に調査協力の条文を追加し、当補助金を交付した者がどのように就職や起業に結び付いたかを追跡調査できるように調査に協力するよう規定した。

また、前回の審議会時とは異なり、要綱第 3 条第 1 項第 1 号において対象者の年齢を前回の 65 歳未満から 45 歳未満とさせていただいた。これは本市の意向として、まずは若年層を対象とした補助事業を始めて需要を確認していきたいためである。

以上が令和 8 年度より実施予定の 4 つの勤労者福祉事業の修正案である。

続いて配布している勤労者労働対策事業についてというタイトルの資料は、市議会で参考資料として提出したもので、先ほど説明した 4 つの事業の予算内訳と事業委託料について記載している。なお、高砂市中小事業者福利厚生向上奨励補助金については、あいわーくかこがわへの 1 年間の加入実績をもって申請するため、実際には令和 9 年度より予算を要求する形となる。

以上が新規事業の要綱案及び予算資料である。委員の皆様にご確認いただきたい。

会長	先ほど事務局より説明した4つの新規事業について質問はあるか。
委員	福利厚生向上奨励補助金について、現在あいわーくかこがわに加入している高砂市内の事業所は11社とのことだが、加入従業員数は何名か。
事務局	現在23名の会員がいらっしやると聞いている。
委員	補助対象従業員数50名というのは、一社あたり50名までということか。また、予算額に達すれば補助を受けられない従業員も発生するという事態にならないか。
事務局	補助対象者の考えはお見込みのとおりである。予算については、あいわーくかこがわへの加入状況を確認して予算額を決定するため、加入者全員が補助を受けられるように予算を組む予定である。
委員	高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付要綱第1条、趣旨の部分に「女性従業員の活躍推進に係る取組や仕事と子育ての両立を促進するため」との記載があるが、これは女性従業員という主語が「仕事と子育ての両立を支援」の部分までかかるように見えるが、これは別のもので、男性従業員でも該当するという認識でよいか。
事務局	お見込みのとおり。
委員	こういった女性従業員の活躍や仕事・子育て両立支援を強く推進する流れがあるが、最近では男性の育児休業など、男性従業員も家庭との両立を推進していく流れとなっている。この状況を踏まえて要綱の表現について考えていただきたい。
事務局	委員がおっしゃる通り、最近の潮流を踏まえた上で誤解が無いよう、表現について検討する。 また、当事業は奨励金といった形をとるため、一般的な補助金のように事業に対して補助するものではなく、認定を受けた企業に用途を限定せず支給する予定としている。 また、既に各種認定を受けている市内企業についても対象とする予定である。今後このような認定を受けた企業を増やすために認定企業を公表するなどの取扱を行っていきたいと考えている。委員の皆様のご意見をいただきたい。
委員	各種認定を受けるためにはこれまでの実績や制度設計などを評価される。そのためすぐに認定が取れない企業もあると思われる。よって、この奨励金の効果が出るまでには時間がかかるとみられる。さらに、初年度にはすでに認定取得済の企業が申請されると思うが、次年度から申請数が減るのではないかとみられる。このあたりの状況も踏まえた上で事業の費用対効果を検証していただきたい。
事務局	ご意見に感謝する。当事業の継続・普及を図っていくためにも市はPRを積極的に行っていきたい。また、認定を受けた企業にも他企業に対して奨励金の制度紹介をしていただけるようお願いしていきたいと考えている。 また、働きやすい就業規則整備補助は委託経費の半額を10万円を上限として支給しているが、この補助内容について社労士の立場からご見解をお伺いしたい。
委員	他市においても類似の補助金があり、最近このような取り組みが増えてきている。補助内容としては経費の半額、上限10万円というのは妥当であると感じる。ただし、当補助金の対象要件として、働きやすい就業規則をどの程度盛り込むのかという点について整理しておいていただきたい。例えばハラスメントへの対処項目を一つだけ盛り込んだ

	<p>内容であっても該当とみなすのか、といった課題がある。働きやすいという言葉だけでは広いとらえ方になってしまうため、例えば、ハラスメントへの対処や休暇制度等、市が求める最低限の基準を示すなどして制度の実効性を高めていただきたいと感じる。</p>
事務局	<p>承知した。ご意見に感謝する。</p>
会長	<p>しごと・子育て両立支援事業奨励金について、当奨励金の対象となる認定を取得している企業は市内に何社あるのか。初年度に認定取得済企業が申請して予算枠が埋まることはないか。</p>
事務局	<p>現在市内企業の認定として、くるみん認定企業が3社、ミモザ企業認定が4社のあわせて7社が対象となると考えている。予算額は10社分用意しているため問題ない。</p>
会長	<p>リカレント教育支援事業補助金の補助対象者の上限年齢を当初の65歳から45歳に引き下げられたことについて、若年層を優先するのはわかるが、線引きを45歳とした根拠を教えてください。また、予算額が100万円で一人当たりの補助金額上限が10万円ということをお聞きすると最小で10人までしか受け入れられない。このあたりどう考えているか。</p>
事務局	<p>上限年齢について、まずは若年層に焦点をあててスタートさせることとした。状況を見ながらゆくゆくは当初の65歳まで拡大していくような判断もありうる。45歳という線引きについては、国の雇用施策において若年層と中高年層を分ける年齢が45歳とされていたため、足並みをそろえた形となる。また、補助の状況を見ながら予算額を増減していきたいと考えているので、初年度については一旦予算額をこのように設定した。</p>
会長	<p>初年度でどの程度補助申請があるかわからないという中で、進捗状況を見て改正を視野に入れているという方向性であることは理解した。今後人手不足で高齢者も働いていくことが予想される。将来も踏まえて補助の枠組みを考えていただきたい。</p>
委員	<p>リカレント教育支援事業補助金の実施は4月1日としているが、すでに資格取得に向けて補助対象となる講座を受講している者が、4月以降申請することは可能か。それとも、4月以降に資格取得を進めるもののみ対象となるのか。</p>
事務局	<p>委員がおっしゃるように講座受講から資格取得が年度をまたぐようなパターンも想定される。一旦持ち帰り、要綱に補助対象となる期間を明記して修正する。</p>
(2) その他	
会長	<p>議題では、その他となっているが、事務局より何かあればお願いしたい。</p>
事務局	<p>今回補助金を新設する経緯として、勤労者総合福祉センターの閉館が関わっているため委員の皆様にご説明する。</p> <p>当センターは平成4年に国の雇用促進事業にて建設され、勤労者の施設として譲り受け、運営してまいったが、昨今の勤労者福祉に対する情勢の変化を踏まえ一定の役割を果たしたと判断し、令和8年3月末をもって閉館することとした。これに伴い、指定管理を行っていた一般財団法人 高砂市勤労福祉財団が解散する運びとなった。</p> <p>今後の市の方針として勤労者福祉事業について、ハードからソフトへの充実を図るため、アンケート等ニーズ調査を行う中で、福利厚生への向上・リカレント教育・子育てへの補助というニーズが高かったため、今回提案させていただいている補助事業を実施することとした。なお、補助の内容は時代の状況・ニーズを踏まえて見直しを随時行っていく予定である。</p> <p>なお、本新規事業の財源について、勤労福祉財団の解散後に生じる残余財産の活用を</p>

会長	<p>想定している。当該財団は当初、総額1億円の出捐金により設立されており、その内訳は市が6割、残り4割を事業者および団体、組合等が拠出している。残余財産は、市で寄付を受け、市条例に基づく基金を創設し、勤労者施策に限定して活用する方向で調整を進めている。今後も勤労者福祉はソフト事業の充実を図っていくため、委員みなさまのご助言をいただきながら進めてまいりたい。</p> <p>これをもって本日の審議会の議事は全て終了したが、皆様から何かご意見があればお願いしたい。何も無いようであれば、事務局の方へお返しする。</p> <p>それではこれをもって、令和7年度の第2回労政審議会を終了する。</p>
----	--